

経済産業省

放射性廃棄物の輸出確認証の交付要領

20221219 資序第4号
令和4年12月26日制定
資源エネルギー庁

「放射性廃棄物の輸出承認について」（令和4年12月26日付け輸出注意事項2022第31号）に基づく放射性廃棄物の輸出確認証の交付は下記により行う。

記

1 申請書

放射性廃棄物の輸出確認申請書（別紙様式1） 1部

2 提出先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課

3 添付書類

- (1) 放射性廃棄物である貨物の名称及び性状（大きさ、構造）に係る書類 1部
- (2) （国内において適正かつ合理的な方法により処理されることが困難である）申請理由書（別紙様式2） 1部
- (3) 処理委託契約書の写し 1部
- (4) 処理の終了の確認方法を説明する書類 1部
- (5) 放射性廃棄物の（再生）処理によって得ようとする物（以下「再生品」という。）の名称、性状及び用途を示す書類 1部
- (6) 放射性廃棄物等の処理に関して遵守すべき輸出の相手国の法令及び基準を記載した書面 1部
- (7) 処理者が自国において、必要な許可等を受けていることを証する書類 1部
- (8) 処理者が自国における、関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書類 1部
- (9) 輸出の相手国における放射性廃棄物等の処理施設及び処理者の処理実績 1部
- (10) 処理者の直前3年の各事業年度の①貸借対照表及び②損益計算書又はその他必要な経理的基礎を有していることを確認できる書類 各1部
- (11) 返還される貨物の概要（輸出の相手国における処理に伴って生ずる残渣等の返還がある場合には、それを適切に輸入できる体制を確保していることを確認できる書面）（別紙様式3） 1部
- (12) 相手国への輸出に先立って相手国の同意を得が必要な場合には、我が国から相手国への事前通報の実施を要請する書類 1部

(13) その他、以下「4 輸出確認証の交付基準」の判断のため必要と認められる書類

4 輸出確認証の交付基準

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（以下「条約」という。）その他の自国が締約国である関連する国際約束等を遵守できると判断する場合には、放射性廃棄物の輸出確認証（別紙様式4）を交付するものとする。

(1) 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の21の項の中欄に掲げるものであって、次に該当するものであること。

国内においては適正かつ合理的な方法により処理されることが困難であると認められるものであって、次に掲げるもの

イ 熱交換器（給水加熱器）

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。

以下「実用炉規則」という。）別表第2の「原子炉冷却系統施設」の項中欄に「沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）」として4の(1)に掲げるもの及びそれと同等のものをいう。）

ロ 蒸気発生器

（実用炉規則別表第2の「原子炉冷却系統施設」の項中欄に「加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）」として4の(1)に掲げるもの及びそれと同等のものをいう。）

ハ 使用済燃料運搬用容器・貯蔵用容器

（実用炉規則別表第2の「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の項中欄に「沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの」として1の(3)及び3の(7)に掲げるもの、「加圧水型発電用原子炉施設に係るもの」として1の(3)及び3の(5)に掲げるもの並びにそれらと同等のものをいう。）

(2) 条約の締約国・機関（を構成する国）以外の国又は地域への輸出でないこと。

(3) 相手国への輸出に先立って相手国との同意を得ることが必要な場合には、書面による同意を得ていること。

(4) 輸出の相手国における処理に伴って生ずる残渣等の返還がある場合や相手国への放射性廃棄物の輸送が完了しないか又は完了することができない場合には、それを適切に輸入できる体制を確保していること。

(5) 南緯60度以南の地域における貯蔵又は処分のための輸送でないこと。

(6) 放射性廃棄物が、輸出の相手国において再生利用されることが確実であると認められるものとして、次のいずれにも該当すること。

- ① 処理者から輸出者に対し、放射性廃棄物の受入れ時点、処理が終了した時点等においてその旨の報告がなされる等、確実な再生利用に向けて必要な確認がとれること。
- ② 再生品が原材料として使用されること。
- ③ 再生品の性状及び用途等に照らし、再生品の利用が確実に見込まれること。

(7) 放射性廃棄物が、輸出の相手国において安全かつ適正に処理されることが確実であると認められるものとして、次のいずれにも該当すること。

- ① 処理者が、当該廃棄物の処理に関する自国の法令を遵守し、自国において必要な許可等を得ていること。
- ② 輸出の相手国の法令に基づいて行われる処理が国際的な義務に適合する等、安全及び環境

上適正なものであること。

- ③ 処理者が、大きさ、構造等の観点から同等の放射性廃棄物等の処理に係る十分な実績を有すると認められること。
- ④ 処理者が、放射性廃棄物の処理を適正かつ安全に行うに足りると認められる経理的基礎を有すること。

5 輸出確認証の交付条件

輸出確認証を交付する場合には、次の条件を付すものとする。

- 1 放射性廃棄物の輸出確認証に関して変更の必要が生じる場合には、内容変更申請書（別紙様式5）2部及びその記載内容を証する書類（1部）を資源エネルギー庁長官に申請し、変更内容の確認を得ること。
- 2 放射性廃棄物の輸出確認証に基づき輸出された貨物の処理が終了した場合には、処理終了後1か月以内に終了報告書（別紙様式6）1部及びその記載内容を証する書類により、資源エネルギー庁長官に報告すること。

(別紙様式1)

放射性廃棄物の輸出確認申請書

年　月　日

資源エネルギー庁長官 殿

申請者

氏名又は名称及
び代表者の氏名
住 所

次の貨物の輸出について、放射性廃棄物の輸出確認証の交付要領に基づき申請します。

記

輸出者	氏名又は名称	
	住 所	
	連絡先	(担当者)
仕向地		
買主	氏名又は名称	
	住 所	
荷受人	氏名又は名称	
	住 所	
需要者 (処理者)	氏名又は名称	
	住 所	
貨物	商品名	
	型及び等級	
	数量	
	目的	

返還される貨物の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	貨物の概要 : 時期 :
相手国への事前通報の要否	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要	
備考		

申請理由書

年 月 日

資源エネルギー庁長官 殿

申請者
氏名又は名称及
び代表者の氏名
住 所

1. 輸出貨物の概要

2. 国内において適正かつ合理的な方法により処理することが困難である理由

返還される貨物の概要

年 月 日

資源エネルギー庁長官 殿

申請者

氏名又は名称及

び代表者の氏名

住 所

1. 返還される貨物の概要

2. 返還される時期

3. 輸入者

4. 当該貨物を適切に輸入できる体制を確保していることの説明（それを証する書面を添付のこと。）

5. その他

(別紙様式4)

文書番号
年 月 日
殿

資源エネルギー庁長官 印

放射性廃棄物の輸出確認証

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、下記のとおり交付します。

記

輸出者	氏名又は名称	
	住 所	
	連絡先	(担当者)
仕向地		
買主	氏名又は名称	
	住 所	
荷受人	氏名又は名称	
	住 所	
需要者 (処理者)	氏名又は名称	
	住 所	
貨物	商 品 名	
	型及び等級	
	数 量	
	目 的	

返還される貨物の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	貨物の概要： 時期：
相手国への通報及び同意の 有 無		<input type="checkbox"/> 通報及び同意は済み <input type="checkbox"/> 通報及び同意は不要
備 考		

なお、次の条件を付すものとします。

- 1 本輸出確認証に関して変更の必要が生じる場合には、内容変更申請書（別紙様式5）2部及びその記載内容を証する書類（1部）を資源エネルギー庁長官に申請し、変更内容の確認を得ること。
- 2 本輸出確認証に基づき輸出された貨物の処理が終了した場合には、処理終了後1月以内に終了報告書（別紙様式6）1部及びその記載内容を証する書類により、資源エネルギー庁長官に報告すること。

内容変更申請書

年 月 日

資源エネルギー庁長官 殿

申請者

氏名又は名称及

び代表者の氏名

住 所

年 月 日付け（文書番号）で「放射性廃棄物の輸出確認証」の交付を受けた貨物について、下記のとおり変更申請します。

記

1. 変更内容

原輸出確認の内容	変更の内容

2. 変更理由

文書番号

年 月 日

申請のあった上記の内容変更について確認した。

なお、輸出承認証の内容変更要否等について、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に確認すること。

資源エネルギー庁長官 印

終了報告書

年 月 日

資源エネルギー庁長官 殿

申請者

氏名又は名称及

び代表者の氏名

住 所

年 月 日付け（文書番号）で「放射性廃棄物の輸出確認証」の交付を受けた貨物の輸出について、下記のとおり終了を報告します。

記

輸出結果の概要

確認を受けた貨物	商 品 名	
	型及び等級	
	数 量	
確認を受けた貨物の仕向地		
確認を受けた貨物の到着日		
確認を受けた貨物の処理完了日		
確認を受けた貨物の処理内容		